

# 福岡県公報

平成25年7月12日  
第3512号

## 目次

### 告示(第1123号-第1134号)

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 1
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 介護老人保健施設の許可 (高齢者支援課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

### 公告

- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (水産振興課) …………… 6
- 建築協定の認可 (建築指導課) …………… 6
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 6
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 7

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) …………… 7

### 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 8
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 10
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 11
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 12

### 海区漁業調整委員会

- アサリの採捕の制限 (漁業管理課) …………… 12

## 告示

### 福岡県告示第1123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山裏地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成25年7月12日から 平成25年8月12日まで	福津市役所

### 福岡県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4078900307	特別養護老人ホームたいへい苑 ほほえみ館 福岡県築上郡上毛町大字東下1577番地1	社会福祉法人敬愛会	平成25年7月1日

### 福岡県告示第1125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
京阪神ビルディング株式会社	ウエルタ新宮 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

### 福岡県告示第1126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人保健施設	4055180121	ユニット型介護老人保健施設 きんもくせい 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204-151	医療法人社団親和会	平成25年7月1日

### 福岡県告示第1127号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もあ・かけはし

(2) 代表者の氏名

峯 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡上毛町大字東上3344番地2

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者自立支援法に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会

(2) 代表者の氏名

叶 義文

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市新栄町16番地11の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害当事者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、障害者の地域での就労の場の創出並びに生活支援に関する事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1129号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふくし邑

(2) 代表者の氏名

松岡 繁実

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市稲富111番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者等に対して在宅情報サービスを行い、障害者共同作業所を継続して運営し在宅での自立した生活を支援するとともに、障害に対する認知を深め一般市民の人権意識を高める活動を行うことにより、もって地域福祉及び障害者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者等に対して在宅情報サービスを行い、障害者共同作業所を継続して運営し在宅での自立した生活を支援するとともに、障害に対する認知を深め一般市民の人権意識を高める活動を行うこととする。また介護等福祉に関する研修を開催することにより、より質の高い介護者の養成等及び障害者の就労を目指すものである。もって地域福祉及び障害者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

#### 福岡県告示第1130号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡県高齢者グループホーム協議会
- (2) 代表者の氏名  
大谷 るみ子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県大牟田市沖田町492番地 グループホームふぁみりえ内

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、行政や関係団体などとの協働を図り、認知症の人や家族へのケアやサービス向上のための調査・研究及び研修、社会に向けた啓発活動などを行うことにより、グループホーム事業者全体の質の向上を目指し、同時に認知症でも安心して暮らせる地域づくりに貢献し、又火災や広域災害時における相談・援助活動・その他、地域活動など支援する事を目的とする。

---

#### 福岡県告示第1131号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス田川後藤寺店
- (2) 所在地 福岡県田川市桜町584番2・602番4
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
・出店工事に関する地元説明会においても意見がなされているように、出店予定

箇所は交通量も多く、通学路にもなっているので交通事故防止策に関して特段の配慮を要望する。

・後藤寺小学校、後藤寺中学校の児童生徒に通学路に危険のないように、配送トラック等の走行ルート、時間帯等、その運用について、十分な配慮をお願いしたい。また、駐車場の利用マナーを徹底し、店舗敷地内での事故が起らないよう、徹底した配慮を要望する。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

・工事箇所に隣接した、老朽化したブロック積みについては説明会の回答同様に適正に改善し、暴走族等、近隣住民に対する迷惑行為があった場合には警察等関連機関と連携した対応を要望する。

・児童生徒が店舗内、駐車場で事件に巻き込まれることも考えられる。店舗内、駐車場に常時巡回員を配置し、警察等との連携を図りながら十分に対応することを要望する。

- (5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

協力要請をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (8) その他

意見なし

---

#### 福岡県告示第1132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第390号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示

する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年福岡県告示第390号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。  
。

筑紫野市大字筑紫、大字諸田、大字常松、大字永岡、大字天山、大字阿志岐、大字立明寺の各大字の一部

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第1133号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第518号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津公共下水道

3 事業施行期間

昭和40年7月28日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年福岡県告示第518号の事業地のうち次の区域を加える。

福津市 花見が丘1丁目、花見が丘2丁目、花見が丘3丁目、花見の里2丁目、花見の里3丁目、花見が浜1丁目、花見が浜2丁目の全部花見が浜3丁目及び若木台6丁目の各一部

八並 亀ノ甲及び中原の各一部

津丸 曙、宮城、橋ヶ浦、藤井、松の城戸、津丸、四郎丸、小西、出町、松崎、八千名、五郎丸、片熊、落合、鳥越、崩し、下合ノ坪、五月田、右輪、元神興及び元朔田の各一部

久末 赤ハゲ、迎立林、久米、矢道、犬塚、勝山、久城、コチシキ、宮前、桑田、才出口及び本神興の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第1134号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第4工区）京都郡みやこ町勝山箕田字天道332番10及び354番18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長

井上 幸春

# 公 告

## 公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成25年6月25日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成25年1月25日福岡県公報第3465号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	若干
するめいか	平成25年1月～12月	若干

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 土地所有者等の住所及び氏名  
福岡市博多区東比恵1丁目5番5号  
九州八重洲株式会社  
代表取締役 山口 元嗣
- 協定の理由  
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 協定の概要  
建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準を定める。

- 協定区域の地名  
福岡県糟屋郡新宮町大字下府字高旅428番1ほか
- 区域の面積  
0.966ha

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年7月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る特定役務の名称  
電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日  
平成25年6月6日
- 契約の相手方の氏名及び住所
  - 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 落札金額  
106,274,700円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告  
平成25年4月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称  
警察署用ICカード免許証追記端末機器賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年5月23日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
108,045,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告  
平成25年4月12日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称  
運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年5月23日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
618,030,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告  
平成25年4月12日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地

福岡県第510号	福岡県樹苗農業協同組合	朝倉市三奈木 2169	種穂苗木	福岡県樹苗農業協同組合	朝倉市三奈木 2169
----------	-------------	-------------	------	-------------	-------------

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第179号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成25年7月12日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

#### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年9月18日（水）から同年9月27日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

#### 3 受講定員

42名

#### 4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### 5 受講申込手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

平成25年8月26日（月）から同年8月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

##### (4) 必要書類

## ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

## イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## (ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

## b 履歴書

## (イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

## (ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## (エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

## (オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## (5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

**福岡県公安委員会告示第180号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年7月12日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成25年10月15日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成25年10月16日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。  
また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
各検定15名
- 4 受検資格

- 福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
  - (1) 事前（電話）受付期間  
平成25年9月25日（水）から同年9月27日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
  - (2) 受検申請手続期間  
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
  - (3) 受検申請手続場所
    - ア 住所地を管轄する警察署
    - イ 営業所を管轄する警察署
  - (4) 必要書類
    - ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
- ※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日

間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第182号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年7月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

## (1) 講習会の日時

平成25年8月27日（火） 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第183号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成25年7月12日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年8月9日（金） 13:30~16:30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成25年8月19日（月） 13:30~16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成25年8月23日（金） 13:30~16:30	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署

## 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 海区漁業調整委員会

## 筑前海区漁業調整委員会指示第160号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、福

岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成25年7月12日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示期間

平成25年7月15日から平成28年7月14日まで